

広島県告示第六百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を解除させた。

平成二十四年七月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員 北部総務事務所に所属する次の職員 向 谷 敦 志	解 除 し た 事 務 当該出納員の所属する当該機関の所掌に属する旅費のうち、旅費システムにより処理する旅費に係る支出負担行為に関する確認	解除した年月日 平成二十四年七月二七日
--	--	------------------------